

## 2003年度大規模排出事業所からの排出について（確定版）

### 省エネ法による定期報告データ分析

2005年9月29日

気候ネットワーク

#### はじめに

京都議定書が発効した今、その目標達成は法的義務であり、確実に達成するために排出主体や排出源に適合した実効性のある削減策を企画・立案、実施していかなければならない。政府は本年4月に京都議定書目標達成計画を公表したが、削減量が法的に担保された施策は一部に止まることは既に指摘したとおりである<sup>1</sup>。とりわけ、わが国の温室効果ガスの排出の6割以上を占める大規模排出事業所からの排出削減を、それぞれの排出実態が明らかにされないまま、経団連自主行動計画に依存している。いわば、政策立案のための基礎となる情報を欠いた状態であり、京都議定書の第1約束期間を目前に控えて、緊急に、大規模排出事業所からの排出とその経年的変化の実態を解明する必要がある。

気候ネットワークは、2004年6月に、省エネ法に基づきその指定工場（温室効果ガスの排出において大規模事業所）から経済産業省に届け出されている熱及び電気の使用量情報（2000年度）を分析した結果を公表した。そこで、開示されなかった事業所からの排出分を含めて、上位200程度のわが国全体ではごく一部の数の超大規模排出事業所からの排出が日本全体の温室効果ガスの排出の過半にも及ぶと推計されることを、初めて一般に明らかにした。

さらに、2004年度の地球温暖化対策推進大綱の評価見直しに際して、気候ネットワークでは前回非開示であった事業所についての排出量を把握し、前回開示された事業所についての排出量の変化と省エネルギーの進捗状況を解明するために、2004年8月9日、省エネ法にもとづく2003年度届出情報の公開請求を行い、各経済産業局長から同年9月から2005年3月にかけて順次その回答を得た。

2003年度の開示情報からも、少数の超大規模排出事業所の排出のわが国の総排出量に占める割合は極めて大きいことが確認されたが、残念ながら、今回も開示されなかった事業所が15%にも及び、大規模排出事業所からの排出の全容を解明するにはいたらなかった。気候ネットワークは経済産業大臣に対して、これまでに非開示決定に対して審査請求を行ってきたが、7月29日に名古屋地方裁判所および大阪地方裁判所に、また、8月17日に東京地方裁判所に対して、非開示事業所のうち代表的な事業所についての非開示決定処分の取消し等を求める訴訟を提起した。

以下に、2003年度分の開示情報の分析及びこれらと2000年度分の開示情報とを比較分析し、今後の課題を指摘する。

#### ． 情報開示請求について

##### - 1 開示請求の対象

- 省エネ法（2003年当時）では熱と電気の使用量が一定量以上の事業所について別々に要件を定め

<sup>1</sup> 気候ネットワーク「京都議定書目標達成計画」の閣議決定にあたって（コメント）、目標達成にほど遠い「計画」の早急な見直しを見据えて」（2005年4月28日）

て第1種および第2種エネルギー管理指定工場に指定し、エネルギー消費量の報告を義務づけている。今回の請求では、その第1種エネルギー管理指定工場の2003年度の熱・電気の消費量について開示を求めた。

- 2003年度の報告では、省エネ法の2002年6月改正により、製造業等5業種の工場に限定されていた第1種エネルギー管理指定工場の指定対象を業務関係事業所にも拡大したため、オフィスビルなど業務関係の982事業所が含まれている。また、同年の報告では、熱と電気の一方向の消費量が要件を下回る場合、総体としてエネルギー消費が大きくても、熱と電気の片方しか指定されていない（2005年6月改正省エネ法では、熱と電気を一体的に取扱うこととし、輸送事業者にもエネルギー使用量の定期報告が義務付けられた。）

表1 熱・電気別指定工場数（2003年度）

区分	事業所数
全体	5 0 3 3 ( 4 0 0 4 )
第1種熱管理指定工場	2 7 5 8 ( 2 5 0 5 )
第1種電気管理指定工場	4 3 9 6 ( 3 4 0 3 )

熱と電気の両方が対象の事業所 2 1 2 1 ( 1 9 0 4 )

## - 2 公開請求とその結果

- 2004年8月9日に経済産業省の全国9箇所の経済産業局（北海道・東北・関東・近畿・中部・中国・四国・九州・沖縄）に対して情報開示請求を行い、2004年9月から2005年3月にかけて24次にわたって、対象となる5033事業所のうち4283事業所について開示されたが、750事業所については開示されなかった（非開示率15%）。なお、2000年度分の開示請求では、非開示率は17%であった。
- 非開示とした理由として、「法人に関する情報であって、通常一般には入手できない当該法人の事業活動に関する内部情報であり、当該情報を競合他社が入手し、パンフレット等により生産量等の情報を知りえた場合、製品当たりのエネルギーコストが推測され、製品当たりの製造コストが類推可能となり（あるいは、エネルギーコスト等が推測され、製品の生産量、生産能力等が類推可能となり）、競合他社との競争上の不利益や、販売先事業者との価格交渉上の不利益が生じること等が想定される。従って、これらの情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、ノウハウ等正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条2号イに該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」などと記載されている。
- 今回の開示請求にかかるエネルギーの使用量等の情報は、省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場等からの提供にかかる情報であるところ、行政機関が保有する第三者に関する情報については、当該第三者に対して意見書を提出する機会を与えることができるとされている（情報公開法第13条）。前回（2000年度）と今回を通じて、各経済産業局長は当該事業所に開示・非開示についての意見を求め、経済産業省では当該事業所の意見どおりの処分を行ったものと推認される。

## - 3 業種別開示状況

- 今回の請求に対しデータが開示されなかった事業所（全国で750）のうち、459事業所が熱と電気の両方について非開示とされた（非開示全体の61%）。

- データを開示しなかった事業所は、**製造業では19%**を占める。うち、エネルギー多消費産業の**石油製品・石炭製品製造業(70%)**、**鉄鋼業(47%)**、**化学工業(44%)**、**窯業・土石製品製造業(29%)**、**プラスチック製品製造業(20%)**等に集中している(表2、3)。
- 他方で、**同業他社がほぼすべて開示しているにもかかわらず、非開示とした食品製造業やゴム製品製造業者等に含まれる一部事業所もあった**(表4)。
- 全体では非開示率は前回よりも若干低くなっているが、石油製品、鉄鋼、窯業、プラスチック製品製造業などで2000年度分よりも非開示が多くなった。とりわけ**高炉による製鉄業、セメント製造業では大手事業者のほぼ100%が開示されなかった**。
- 他方で、**エネルギー多消費産業の中でも、電力や製紙では大半の事業所のデータが開示された**。

表2 業種別事業所数(2003年度)

	事業所数	開示	非開示	非開示率	2000年度 非開示率
<b>全産業</b>	5033	4283	750	15%	17%
<b>製造業</b>	3734	3024	710	19%	18%
<b>非製造業</b>	1299	1259	40	3%	4%
電気・ガス・熱供給	289	277	12	4%	4%
業務その他	982	962	20	2%	(なし)
農林水産業・鉱業	28	20	8	29%	26%

表3 非開示事業所の割合の多い業種(2003年度)

	事業所数	開示	非開示	非開示率	2000年度 非開示率
<b>石油製品・石炭製品製造業</b>	46	14	32	70%	54%
<b>鉄鋼業</b>	262	138	124	47%	43%
<b>化学工業</b>	589	332	257	44%	50%
<b>窯業土石</b>	308	220	88	29%	27%
<b>プラスチック製品</b>	208	167	41	20%	19%

図1 非開示事業所の割合の高い業種

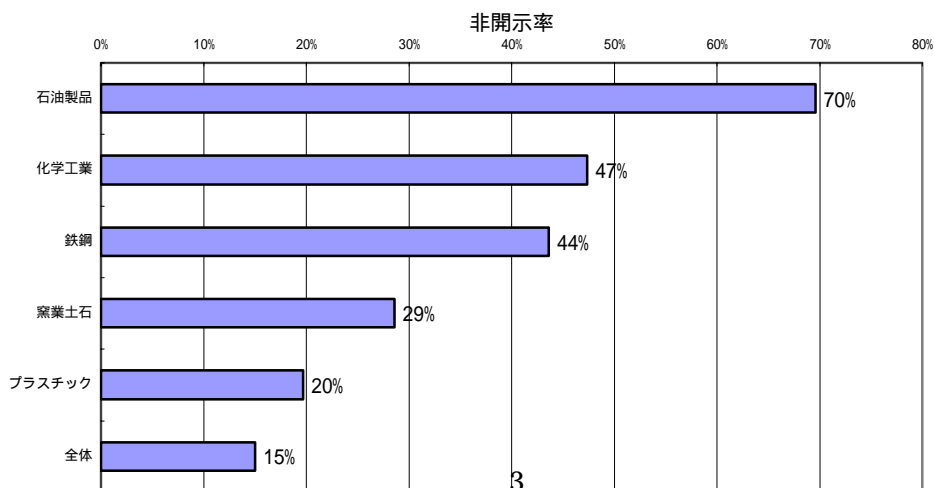


表 4 一部の特定事業所のみ非開示の業種

製造業の例		製造業以外の例	
肉製品製造業	N 社と子会社の 3 事業所のみ非開示	ガス製造工場	3 事業所のみ非開示
乳製品製造業	M 乳業の 11 事業所が非開示。他の大半の事業所は開示	熱供給業	1 事業所のみ非開示
清涼飲料製造業	K 社の 1 事業所のみ非開示（K 社は乳製品製造業の事業所も非開示）	百貨店・総合スーパー	3 事業所のみ非開示
印刷業	D 社と子会社の 6 事業所のみ非開示	旅館・ホテル	3 事業所のみ非開示
自動車タイヤ・チューブ製造業	Y ゴムの 5 事業所のみ非開示	一般病院	1 事業所のみ非開示
自動車製造業	N 自動車の 1 事業所のみ非開示	テーマパーク	3 事業所のみ非開示

## 大規模事業所からの排出の総排出量に占める割合

### - 1 開示事業所からの排出量

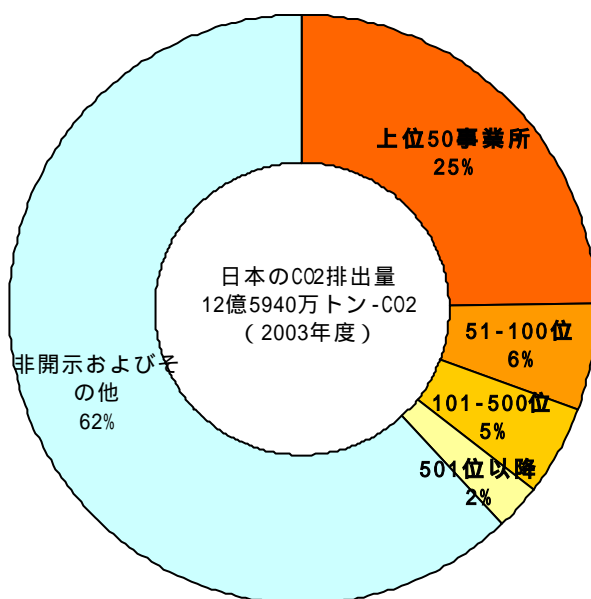
- 開示事業所からの CO<sub>2</sub> 排出量<sup>2</sup>は直接排出量（当該工場での化石燃料燃焼のみで、他から供給された電力の分を除く量）で約 4 億 8200 万トン（CO<sub>2</sub> 換算）で、これは環境省国立環境研究所の統計で示されている日本の 2003 年度の CO<sub>2</sub> 排出量 12 億 5940 万トンの 38%にあたる（2000 年度では 3314 事業所のデータが開示され、わが国の総 CO<sub>2</sub> 排出量の 33%であった。）
- 排出量の多いのは電力供給業で約 3 億 7000 万トン、開示された CO<sub>2</sub> 排出量全体の 78%を占める。製造業は全体で約 1 億 700 万トン（同 22%）で、その 22%を紙パルプ製造業が占める（約 2400 万トン）。ただし、製造業については非開示分が多いことに留意する必要がある。

### - 2 開示事業所の排出規模別の排出割合

- 開示事業所全体で、わが国の CO<sub>2</sub> 排出量の 38%を占めるが、うち、排出量規模において 1 位から 50 位までが 25%、51 位から 100 位までが 6%、101 位から 500 位までが 5%を占め、残り約 3800 事業所で 2%に過ぎない（図 2）。極少数の事業所からの排出が極めて大きな割合を占めることが、今回も確認された。
- 今回は業務関係の 982 事業所が対象に加わったが、開示された業務関係の 962 事業所（開示率 98%）の総排出量は直接排出量で 30 万トン-CO<sub>2</sub>、電力配分後の CO<sub>2</sub> で 1,400 万トン-CO<sub>2</sub>である。この値は、わが国の総排出量に対して、直接排出量で約 0.02%、電力配分後でも約 1.1%にとどまる。（CO<sub>2</sub> 排出量の計算方法は、末尾の参考 1 を参照）

<sup>2</sup> 集計に使用したデータは、第 1 種エネルギー管理指定工場の「燃料等」「電気」の使用実績（様式第 4・第 5 の第 1 表）集計年度：2003 年度。

図2 開示事業所の排出規模別の排出割合



### - 3 開示事業所からの排出量と大口事業所

- 開示請求に応じた指定工場のCO<sub>2</sub>排出量の業種別の詳細は後掲資料1のとおりである。そのうち、大半は大口の事業所の排出が占めている。表5は上位10位のランキング(すべて発電所)である。
- うち石炭火力発電所は、電源開発橘湾火力発電所が2000年に新規稼動したことから10位以内が6ヶ所に増え(2000年は5ヶ所)そのほとんどが2000年度より排出量を増加させた。今後も石炭火発の新規増設によって排出量が増加し、CO<sub>2</sub>排出係数が悪化することが予想される。

表5 開示された2003年度大口ランキング(上位10位、全て発電所)

	事業所	燃料種	所在地	2003年度排出量 (燃料分のみ) 万トン-CO <sub>2</sub> ( )内は2000年の排出量	2000年度順位
1	中部電力碧南火力	石炭	愛知県碧南市	2209 (1087)	1
2	電源開発橘湾火力	石炭	徳島県阿南市	1302	新規
3	電源開発松浦火力	石炭	長崎県松浦市	1167 (1039)	3
4	相馬共同火力発電新地火力	石炭	福島県相馬郡新地町	1135 (1065)	2
5	東京電力鹿島火力	石油	茨城県鹿島郡神栖町	1103 (591)	15
6	中部電力川越火力	LNG	三重県三重郡川越町	1075 (1006)	5
7	北海道電力苫東厚真火力	石炭	北海道勇払郡厚真町	1000 (677)	10
8	東北電力原町火力	石炭	福島県原町市	930 (1033)	4
9	東北電力東新潟火力	LNG	新潟県北蒲原郡聖籠町	927 (873)	6
10	東京電力袖ヶ浦火力	LNG	千葉県袖ヶ浦市	890 (856)	7

- 排出量上位 50 事業所（後掲資料 4）では、第 42 位の丸善石油化学千葉工場を除き（2000 年度も 2 事業所のみ）、すべて発電所である。
- 発電所以外での大口排出事業所の 10 位までをランキングすると表 6 のとおりである。石油化学、石油精製業が占めているが、これらの業種ではより大口事業所が非開示であり、さらに最も大口である高炉による製鉄事業所はすべて非開示である（表 7）ため、実際のランキングからかけ離れているものと推測される。

表 6 開示された発電所以外の大口径排出事業所の上位 10 位(2003 年度)

	事業所	業種	所在地	CO <sub>2</sub> 排出量 (電力分含む) 万トン CO <sub>2</sub>	CO <sub>2</sub> 排出量 (燃料分のみ) 万トン CO <sub>2</sub>
	(神鋼神戸発電)**	発電所	神戸市	333	321
1	丸善石油化学千葉工場	石油化学	千葉県市原市	337	317
2	ジャパンエナジー水島製油所	石油精製業	岡山県倉敷市	262	236
3	出光興産千葉製油所	石油精製業	千葉県市原市	252*	229*
4	出光石油化学千葉工場	石油化学	千葉市	245*	216*
5	コスモ石油千葉製油所	石油精製業	千葉県市原市	234*	214*
6	出光石油化学徳山工場	石油化学	山口県周南市	222*	211*
7	出光興産愛知製油所	石油精製業	愛知県知多市	247*	208*
8	新日本石油化学川崎事業所	石油化学	川崎市	173	158
	(宇部興産電力ディビジョン)**	発電所	山口県宇部市	155	149
9	富士石油袖ヶ浦製油所	石油精製業	千葉県袖ヶ浦市	146	132
10	コスモ石油四日市製油所	石油精製業	三重県四日市市	141*	129*
	住友金属工業鹿島製鉄所***	高炉による 製鉄業	茨城県鹿嶋市	140***	

\*燃料内訳非開示につき一部推定。 \*\*電力会社以外の発電所（参考）。 \*\*\*高炉製鉄業のなかで一部（電力のみ）データを開示した事業所（参考）。

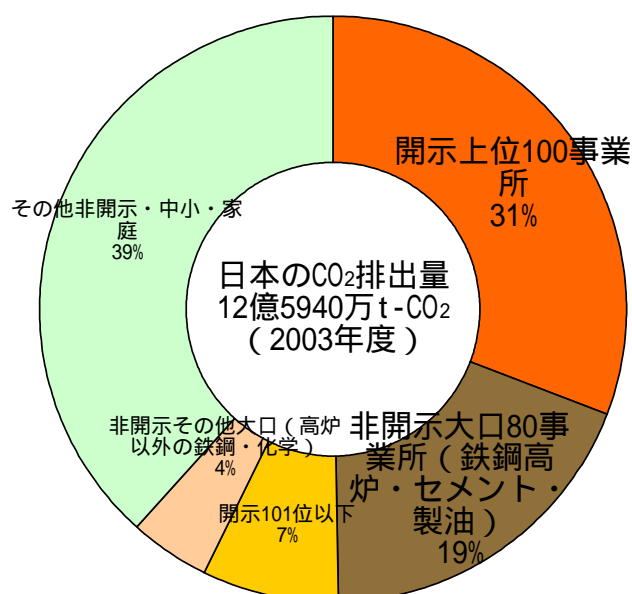
#### - 4 開示されなかった事業所からの排出量とその割合

- 鉄鋼、石油精製、化学、セメント（窯業土石製品製造業に分類される）などエネルギー多消費産業の大口事業所について、今回も開示されなかった。開示事業所のうち、化学は今回集計した排出量全体の 5%（全国統計ではエネルギー転換および産業部門の 7%）、セメント業を含む窯業土石製品製造業は 2%（全国統計では 5%）、鉄鋼にいたっては 1%（全国統計では 19%）であり、中でも超大口排出事業所からのデータがほぼ 100%開示されていない(表 7 の備考欄参照)。そのため、今回も、開示された情報だけから大規模事業所からの排出状況の全体像を把握することはできなかった。
- 非開示事業所全体ではわが国の CO<sub>2</sub> 総排出量の約 4 分の 1 と推定される。うち、高炉製鉄業、石油精製業、セメント製品製造業の上位約 80 事業所からの CO<sub>2</sub> 排出がわが国全体の約 19%を占め

ると推計される<sup>3</sup>。この値は、鉄鋼、セメント、石油精製、化学工業、プラスチック製品の5業種だけの分であり、残りの業種にも一部非開示事業所があるので、これらの非開示事業所からの排出量を加えると、非開示事業所からの排出はさらに1～2%増加するとみられ、総CO<sub>2</sub>排出量の約4分の1を占めると推認される。

- 図3は開示事業所からの排出と非開示事業所からの上記推定される排出割合をあわせて記載したものである。このように、2003年度省エネ法対象事業所(開示分及び非開示分)全体で日本のCO<sub>2</sub>排出量の約60%を占め、開示・非開示事業所のうち、各上位の約200程度の事業所だけで日本全体の排出量の50%に及んでいる。これらのことから、日本の確実な排出削減のためには、大口排出事業者に対する削減計画の策定、政府との協定、排出枠を設けた国内排出量取引等の施策が、今後不可欠となることわかる。

図3 超大口事業所(非開示含む)の排出割合



### - 5 業種別燃料・電力の総コストに占める割合

- 表7は経済産業省調査統計部による工業統計における業種別燃料・電力使用量の売上高等に占める割合である。今回、非開示の理由として、「燃料や電力の使用量等の開示によってエネルギーコストが推測され、製品当たりの製造コストが類推可能となり、競争上の不利益や価格交渉上の不利益が生じる」とされているが、表7のとおり、製造業平均では売上高に占める燃料・電力使用量の割合は2.1%であり、開示したからといって製造原価が推定できるものではない。この割合はエネルギー多消費業種では最大で約3分の1にのぼるが、それでも製造原価が推定できるとは言い難い。
- また、売上高に占める燃料・電力コストの割合が2割を超えていても全事業所について開示されて

<sup>3</sup> 高炉による製鉄業、石油精製業、セメント製品製造業に属する省エネ法対象事業所のうち、非開示のものは約80である。この排出量は、環境省国立環境研究所の統計や業界発表データなどから当該業種の直接排出量(工業プロセスを含む)を推計し、そこから、当該業種の開示事業所排出量を差し引いて求めた。

いる業種もある一方、このコストの割合が 1%以下であるにもかかわらず全事業所が非開示である業種もある。割合が比較的少ない鉄鋼や有機化学工業でも大半が非開示となっている。

表 7 業種別の燃料・電力コストの割合（2003 年度）

業種分類	業種細分類	売上高等に占める燃料・購入電力使用額の割合	備考（2003 年度開示状況）
製造業平均		2.1%	
開示の多い業種			
非鉄金属	亜鉛第 1 次製錬・精製業	23.0%	全社開示
非鉄金属	アルミニウム第 1 次製錬・精製業	20.5%	全社開示（但し国内 1 事業所のみ）
窯業土石	粘土かわら製造業	12.4%	大半開示、非開示は 1 事業所
紙パルプ	板紙製造業	12.2%	大半開示、非開示は 2 事業所
無機化学工業	塩製造業	10.7%	大半開示、非開示は 1 事業所
窯業土石	ガラス容器製造業	10.7%	大半開示
紙パルプ	洋紙製造業	7.0%	大半開示、非開示は 5 事業所
非開示の多い業種			
無機化学工業	圧縮ガス・液化ガス製造業	35.8%	3 分の 2 非開示
窯業土石	石灰製造業	20.2%	3 分の 1 非開示
無機化学工業	ソーダ工業	19.6%	大半非開示
窯業土石	セメント製造業	18.4%	大半非開示
有機化学工業	石油化学系基礎製品製造業（注 エチレンなど）	8.5%	3 分の 2 非開示
有機化学工業	合成繊維製造業	7.0%	3 分の 2 非開示
有機化学工業	無機顔料製造業	6.9%	半分非開示
鉄鋼業	高炉による製鉄業	6.3%	全社非開示
有機化学工業	プラスチック製造業	5.9%	半分非開示
石油製品	石油精製業	2.8%	大半非開示
有機化学工業	石けん・合成洗剤製造業	1.0%	半分非開示
有機化学工業	仕上用・皮膚用化粧品製造業	0.5%	全社非開示

出典 経済産業省調査統計部 工業統計 2003 年度数値



## 省エネ法の定期報告情報の重要性と今後の課題

### - 1 少数の大口事業所からの排出情報こそが温暖化対策に重要

- (1) 上記のとおり、事業所の数としては少ないが、排出量が抜きん出て多い超大口事業所がわが国の総 CO<sub>2</sub> 排出量に占める割合は極めて大きいことが改めて確認された。これらの事業所からの排出量及びその推移は、温暖化政策を PDCA サイクルで推進するとの目標達成計画において基盤となるべき情報である。しかし、今回も開示されなかった事業所については、当該事業所と経済産業省しかその排出量に関する情報を把握していないことになる。
- (2) とりわけ、開示されていない大口事業所からの排出量はわが国の総 CO<sub>2</sub> 排出量の約 4 分の 1 に及ぶとみられ、うち高炉による鉄鋼業、セメント製品製造業、石油精製業の 3 業種の超大口事業所（約 80 事業所）だけでわが国の総排出量の約 19%を占めることから、実効性ある温暖化対策を策定、実施、評価、見直しを行うについて、これらの情報開示は不可欠である。

### - 2 省エネ法の燃料別データの開示の重要性

- (1) 第 1 種エネルギー管理指定事業所は省エネ法によって年 1%の効率改善が義務づけられている<sup>4</sup>が、個別事業所の履行状況はこれまで開示されていない。経済産業省審議会による経団連計画レビューによると、業種別の効率は表 8 のとおりであり、各業種内には、省エネ法の求める効率改善を達成している事業所と、未達成の事業所（表中網掛け）があるが、各業界のエネルギー効率（生産量あたりエネルギー消費）は 1997 年以降全体として停滞している。
- (2) 省エネ法の求める効率改善を達成した事業所の中には、既に努力の結果、世界最高水準の効率を達成しているところもあるかもしれないが、努力している事業所が報われ、またそうでない事業所は一層努力するようになるためには、まず、その実態が明らかにされる必要がある。

産業界は従来、「日本の（平均）効率は世界最高」などと宣伝につとめる一方で、個々の事業所の実態を明らかにすることを拒否してきた。また、表 8 の値はある年からのエネルギー効率の改善率であって、その水準が世界最高水準に達しているのかどうかはわからない。

今後は、環境対応の如何で競争する時代であり、それにふさわしい情報開示が求められているところである。事業所の取組みを適切に評価するためには、どのような要因でエネルギー効率が改善（もしくは悪化）したかを把握できるよう、CO<sub>2</sub> 排出総量だけでなく、燃料種別の内訳の開示が不可欠である。

---

<sup>4</sup> 「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」（現在では平成 15 年 1 月 10 日経済産業省告示第 4 号）で、「エネルギー消費原単位を各工場又は事業所ごとに中長期的にみて年平均 1%以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲で、次にかかげる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。」とされている。

表8 大口排出業界のエネルギー効率の推移

	1997年 排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	1997～2003年実績		1997～2010年目標・予測	
		効率(1997年=100) 省エネ法では6年間に94まで改善 することが必要		効率(1997年=100) 省エネ法では13年間に88まで 改善することが必要	
		生産量(高) あたりエネルギー消費	生産量(高)あ たりCO <sub>2</sub> 排出量	生産量(高) あたりエネルギー消費	生産量(高)あ たりCO <sub>2</sub> 排出量
電力	292,000	97	104	未発表	84
鉄鋼	195,020	96	96	92	93
化学	76,748	94	98	90	90
石油*	43,810	104	106	112	114
セメント	27,812	97	99	97	100
製紙	25,783	98	101	95	97
電機電子	14,407	115	133	未発表	160
建設	8,920	89	93		
自動車	6,950	87	89	台数未発表	台数未発表
自動車部品	6,913	77	87	77	87
住宅	5,370	102	100		
非鉄製錬	4,844	95	99	90	85
染色整理業**	3,111	109	109	87	82
石灰	2,396	92	95	92	95
ゴム	1,920	94	103	77	80
製薬	1,890	87	92		
板ガラス	1,635	85	86	85	86
アルミ圧延	1,632	91	95	88	94
ガラス容器**	1,253	105	107	101	100

(100以上は悪化を表す。網掛けは、省エネ法目標を達成していないところ。)

\*補正した生産量・製油量ベースでは達成

\*\*染色整理・ガラス容器は経団連計画不参加

### - 3 排出量の報告公表の制度化(改正地球温暖化対策推進法)後も、省エネ法による定期報告情報の開示が重要

#### (1) 地球温暖化対策推進法の改正内容

今年6月、地球温暖化対策推進法(以下、推進法という)が改正され、京都議定書に定めるCO<sub>2</sub>など6種類の温室効果ガスを一定規模排出する事業所について、毎年、事業所轄大臣に排出量を報告し、これを環境大臣と経済産業大臣において公表する制度が導入された。主要な事業所について、事業所毎に排出量が共通のルールに基づいて一覧性をもって開示され、社会的に共有されることは、広範な人間活動に起因する地球温暖化対策の立案、実行、評価、見直しのために不可欠の情報基盤である。

推進法に導入された報告・公表制度では、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> については、省エネ法によって義務づけられている「エネルギー管理指定工場等の定期的年間エネルギー消費量の報告」の対象事業所と共通である。省エネ法は、その対象事業を工場だけでなく業務（2000 年）運輸（2005 年）に拡大し、今年の改正で排出規模においても熱と電気を合算して 1500 k l 以上（石油系燃料を仮定すると CO<sub>2</sub> 換算で約 3 千 t）を対象とする予定であるので、省エネ法と共通の事業所を対象とする本公表制度によって、我が国の主要な事業所（約 13,000 事業所）からの排出がカバーされる予定である。さらに推進法では、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他の 5 種類のガスについても、省エネ法の裾切り CO<sub>2</sub> の値と共通の基準で公表が義務づけられたため、一応の温暖化対策の情報基盤整備がなされたといえる。省エネ法によるエネルギー消費量の定期報告にかかる情報はこれまで経済産業省内にとどめられ、一般に公表されてこなかったもので、今般の推進法改正により、ようやく情報公開の第一歩に至ったものである。

## (2) 推進法の排出量報告・公表制度の限界

しかしながら、推進法における排出量の報告・公表制度は以下の点で不十分である。とりわけその運用の結果が事業者の意思にかかり、事業者の対応によっては制度の実をあげえないことが懸念される。

**第 1 に、「事業者の権利利益の保護」を理由として事業所ごとガスごとの排出情報が開示されないおそれがある。**即ち、改正推進法第 21 条の 3 で、「特定排出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益」の保護として、環境大臣への通知においては「合計した量」をもって行うことを事業所轄大臣に請求することができるとの条項を盛り込んでいる。国民に開示されるのは、環境大臣に対して通知された情報である。

P R T R 法でも化学物質の名称ではなく「物質分類名」に変えて公表することを認めているが、その場合を、「秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないもの」と規定している。推進法における法文の表現は情報公開法に定める法人等についての非開示事由と共通であり、いずれも概念としては共通であると考えられる。

しかし、推進法第 21 条の 4 第 4 項及び第 21 条の 5 第 3 項においては<sup>5</sup>、一般への開示のために事業所轄大臣から環境大臣への報告情報を通知するについて、**特定排出事業者の権利利益の保護に支障のないことを確認することとしている。**このような条項は情報公開法及び P R T R 法には存在しないものである。情報公開法は原則公開とし、非開示事由の存在の立証責任を処分庁側に課しているが、推進法では逆に、報告事業者の要求があれば、当該事業者の保護に支障がないことを事業所轄大臣が確認した場合に開示されるに過ぎず、いわば原則非開示の取扱いとなる。

今回の情報公開請求において非開示とされた事業所は、当該事業者が経済産業省に非開示とするよう求めたことによると考えられる。改正推進法にかかる条項が盛り込まれた背景にも、これらの事業者等からの働きかけがあったものと思われる。**改正推進法が施行されても、今回、非開示とされた事業所が推進法に基づく環境大臣への報告で「合計した量」での報告を希望すれば、事業所轄大臣によってその意思を受けた運用がなされるおそれがあり、そうであれば、改正推進法の施行後**

<sup>5</sup> 地球温暖化対策推進法第 21 条の 5 第 3 項では、「環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第 4 項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所轄大臣に対し、第 21 条の 3 第 3 項の決定にかかる特定排出事業者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第 3 項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。」とも書かれている。

も情報公開法による定期報告の開示を求める必要性は変わらないことになる。

第2に、CO<sub>2</sub>の排出削減対策の立案、実行、評価、見直しには、排出量だけでなく、省エネ法定期報告におけるエネルギー種別毎の使用量情報の開示が必要である。

推進法における報告・公表制度によって開示されるのはCO<sub>2</sub>排出量のみであるが、温暖化対策の立案、実施、評価、見直しには使用エネルギー種別ごとの情報が不可欠である。発電所を例にとれば、開示された事業所のうち排出量の最も多い10位までの事業所は全て発電所である(表5)。中部電力碧南火力発電所のCO<sub>2</sub>排出量は2200万トンであるが、主な燃料がLNGである中部電力川越火力発電所は1000万トンを超えるものの、碧南火力発電所の半分以下である。しかし、その発電量は約27億kWhであり、石炭を燃料とする碧南火力発電所の発電量は29億kWhである。両者の発電量は1割も違わないが、発電量あたりのCO<sub>2</sub>には約2倍の開きがあり、碧南火発はLNGへの燃料転換により同じ発電を保証しながら1000万トンの削減可能性を有することになる。

今後、発電所に限らず、それぞれの事業所で効率改善と燃料転換が期待される。その際、既に天然ガスに転換しているのか、依然としてCO<sub>2</sub>排出の多い石炭を使い続けているのかは、今後の削減可能性の指標になるが、そのためにはCO<sub>2</sub>排出量だけでなく、その内訳の燃料別消費の実態が明らかにされる必要がある。

同様に、CO<sub>2</sub>以外のガス、とりわけ温室効果の程度の異なる多様な物質が存在する代替フロン類においても、合計排出量のみならず、物質毎の排出量情報が必要である。

経済産業省は今回、非開示決定の理由として、燃料別使用量等の情報の開示によって「製品当たりのエネルギーコストが推測され、製品当たりの製造コストが類推可能となり、競合他社との競争上の不利益や、販売先事業者との価格交渉上の不利益が生じる」ことを掲げているが、これらの情報開示によって製造コストが類推可能になるものでもなく、公正な競争を阻害し、事業者に不合理な不利益を与えるものでもない。むしろ、公正な競争を促進することになるものである。

#### - 4 地球温暖化防止のための情報公開訴訟(司法による省エネ法定期報告情報の開示)

このように、省エネ法に基づく燃料別使用量及び電気の使用量等についての定期報告情報が情報公開法に基づき開示されることは地球温暖化防止に必要不可欠であることから、気候ネットワークは順次、非開示処分の審査請求を行ってきた。しかしながら、その後も開示されないため、2005年7月29日に、中部経済産業局及び近畿経済産業局による非開示処分の取消を求める訴訟を、代表的事業所について、それぞれ名古屋地方裁判所と大阪地方裁判所に提起し、同年8月17日にその他の経済産業局にかかる非開示処分の取消と開示の義務付けを求める訴えを提起したところである。非開示事業所は全体で750事業所にも及ぶため、これらの訴訟では業種別に代表的な事業所を選定して提起した。

京都議定書の第一約束期間が始まる2008年は目前に迫っている。大口排出事業所の排出量情報が一覽性をもって開示されることは、京都議定書の削減目標の確実な達成はもとより、今後の脱温暖化社会の実現に向けた取組みの基礎である。これらの公開訴訟では、地球温暖化防止のための司法の役割が問われている。

資料1 開示された事業所からのCO<sub>2</sub>排出量(2003年度)

	事業所数	排出量 電力含む 千 t-CO <sub>2</sub>	排出量 燃料のみ 千 t-CO <sub>2</sub>	開示事業所 の割合
全産業	5,033	565,600	482,160	85%
製造業	3,734	178,900	107,000	81%
非製造業	1,299	386,700	375,200	97%
鉱業	24	500	300	79%
電気・ガス・熱供給	289	372,100	371,700	96%
業務その他	982	14,100	3,200	98%
農林水産業	4	6	0	25%

資料2 開示されたエネルギー転換関係でのCO<sub>2</sub>排出量の詳細(2003年度)

業種	事業所数	排出量 電力含む 千 t-CO <sub>2</sub>	排出量 燃料のみ 千 t-CO <sub>2</sub>	備考
電気業	183	369,700	369,700	開示全体の78%
ガス業	28	500	300	
熱供給業	78	1,900	1,700	
エネルギー転換	289	372,100	371,700	

資料3 開示された製造業関係のCO<sub>2</sub>排出量詳細(2003年度)

業種	事業所数	排出量 電力含む 千 t-CO <sub>2</sub>	排出量 燃料のみ 千 t-CO <sub>2</sub>	備考
食料品製造業	287	6,700	4,700	
飲料・たばこ・飼料製造業	116	2,900	1,900	
繊維工業	127	2,200	1,700	
衣服・その他の繊維製品製造業	2	20	0	
木材・木製品製造業	21	300	200	
家具・装備品製造業	1	30	10	
パルプ・紙・紙加工品製造業	201	36,800	23,900	
印刷・同関連業	46	1,000	400	
化学工業	589	36,200	25,900	非開示多数
石油製品・石炭製品製造業	46	19,900	17,800	非開示多数
プラスチック製品製造業	208	3,200	1,000	非開示多数
ゴム製品製造業	60	2,200	1,100	
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	10	10	
窯業・土石製品製造業	308	11,500	8,500	非開示多数

鉄鋼業	262	9,100	3,500	非開示多数
非鉄金属製造業	186	9,500	4,700	
金属製品製造業	114	2,500	900	
一般機械器具製造業	155	2,800	800	
電気機械器具製造業	166	3,800	1000	
情報通信機械器具製造業	55	1,100	200	
電子部品・デバイス製造業	355	11,900	2,800	
輸送用機械器具製造業	372	14,300	5,900	
精密機械器具製造業	39	500	100	
その他の製造業	17	300	100	
製造業計	3734	178,900	107,000	非開示多数

資料4 2000年度および2003年度排出量上位50位の事業所一覧（直接排出量）

	事業所	業種	所在地	2003年度 万t-CO <sub>2</sub>	2000年度 万t-CO <sub>2</sub>
1	中部電力碧南火力	発電所（石炭）	愛知県碧南市	2209	1087
2	電源開発橘湾火力	発電所（石炭）	徳島県阿南市	1302	
3	電源開発松浦火力	発電所（石炭）	長崎県松浦市	1167	1038
4	相馬共同火力新地発電所	発電所（石炭）	福島県相馬郡新地町	1135	1065
5	東京電力鹿島火力	発電所（石油）	茨城県鹿島郡神栖町	1103	592
6	中部電力川越火力	発電所（LNG）	三重県三重郡川越町	1075	1006
7	北海道電力苫東厚真火力	発電所（石炭）	北海道勇払郡厚真町	1000	677
8	東北電力原町火力	発電所（石炭）	福島県原町市	930	1033
9	東北電力東新潟火力	発電所（LNG）	新潟県北蒲原郡聖籠町	927	873
10	東京電力袖ヶ浦火力	発電所（LNG）	千葉県袖ヶ浦市	890	873
11	東京電力姉崎火力	発電所（LNG）	千葉縣市原市	861	675
12	東京電力富津火力	発電所（LNG）	千葉県富津市	845	482
13	東京電力横浜火力	発電所（LNG）	横浜市	827	799
14	常磐共同火力勿来発電所	発電所（石炭等）	福島県いわき市	743	573
15	東京電力広野火力	発電所（石炭等）	福島県双葉郡広野町	734	485
16	東京電力千葉火力	発電所（LNG）	千葉市	721	601
17	中部電力知多火力	発電所（LNG）	愛知県知多市	680	706
18	東北電力能代火力	発電所（石炭）	秋田県能代市	665	643
19	北陸電力敦賀火力	発電所（石炭）	福井県敦賀市	639	381
20	中国電力新小野田火力	発電所（石炭）	山口県小野田市	622	537
21	電源開発竹原火力	発電所（石炭）	広島県竹原市	609	629
22	中国電力三隅発電所	発電所（石炭）	島根県那賀郡三隅町	606	516
23	北陸電力七尾大田火力	発電所（石炭）	石川県七尾市	605	579

24	東京電力横須賀火力	発電所(石油)	神奈川県横須賀市	572	248
25	君津共同火力	発電所(石炭等)	千葉県君津市	495	449
26	九州電力苓北火力	発電所(石炭)	熊本県天草郡苓北町	492	371
27	電源開発松島火力	発電所(石炭)	長崎県西彼杵郡大瀬戸町	490	512
28	東京電力五井火力	発電所(LNG)	千葉縣市原市	489	373
29	福山共同火力	発電所(石炭等)	広島県福山市	473	489
30	鹿島共同火力	発電所	茨城県鹿嶋市	468	325
31	東京電力常陸那珂火力	発電所(石炭)	茨城県那珂郡東海村	451	
32	東京電力東扇島火力	発電所(LNG)	川崎市	413	491
33	四国電力橘湾火力	発電所(石炭)	徳島県阿南市	397	
34	酒田共同火力	発電所(石炭)	山形県酒田市	387	346
35	電源開発磯子火力	発電所(石炭)	横浜市	367	169
36	九州電力新大分火力	発電所(LNG)	大分市	356	410
37	鹿島北共同発電	発電所(鉄鋼ガス など)	茨城県鹿島郡神栖町	339*	287
38	中部電力新名古屋火力	発電所(LNG)	名古屋市	334	353
39	中国電力柳井火力	発電所(LNG)	山口県柳井市	334	348
40	九州電力松浦火力	発電所(石炭)	長崎県松浦市	326	313
41	神鋼神戸発電	発電所(石炭)	神戸市	321	
42	丸善石油化学千葉工場	石油化学	千葉縣市原市	317	429
43	電源開発高砂火力	発電所(石炭)	兵庫県高砂市	315	144
44	戸畑共同火力	発電所(石炭等)	北九州市	295	235
45	中部電力知多第二火力	発電所(LNG)	愛知県知多市	293	353
46	水島共同火力	発電所(石炭等)	岡山県倉敷市	283	106
47	東京電力大井火力	発電所(石油)	東京都品川区	275	221
48	東京電力品川火力	発電所(ガス)	東京都品川区	265	
49	東北電力秋田火力	発電所(石油)	秋田市	265	193
50	関西電力南港火力	発電所(LNG)	大阪市	255	376

### (参考) CO<sub>2</sub>排出量の計算方法について

各事業所の報告は、燃料消費量が多い場合は国際単位 MJ で、一部の報告は質量や体積（トン、キロリットルなど）で示されている。電力は kWh 単位で示されている。

燃料消費量が MJ 単位で示されている場合には、燃料種ごとの CO<sub>2</sub> 排出係数をかけて CO<sub>2</sub> に換算する。燃料消費量が質量や体積で表されている場合には、まず質量あるいは体積あたりの熱量をかけて MJ に換算し、それから燃料種ごとの CO<sub>2</sub> 排出係数をかけて CO<sub>2</sub> に換算する。質量あるいは体積あたりの熱量（MJ 単位）は経済産業省資源エネルギー庁が 2002 年に「発熱量表」として発表している。また、熱量あたりの CO<sub>2</sub> 排出量は、燃料毎に環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会が 2002 年に改定して発表している。電力量あたり CO<sub>2</sub> 排出量は使用端の値として日本経団連環境自主行動計画フォローアップ資料に電気事業連合会が報告している値（2003 年度・0.436kg-CO<sub>2</sub>/kWh。全国平均値であって電力会社ごとの値ではない）を用いた。

計算では、これらを用い、

（CO<sub>2</sub>排出量）

$$= \{(\text{燃料消費量}) \times (\text{燃料の質量 or 体積あたり発熱量}) \times (\text{燃料の熱量あたり CO}_2\text{排出量})\} \\ + (\text{電力消費量}) \times (\text{電力消費量あたり CO}_2\text{排出量}) \\ \text{で求めている。}$$

なお、蒸気は総合エネルギー統計から排出係数を求めている。

その他の燃料では、化石燃料系の副生成物（製油所など）は排出計算に盛り込んでいる。また、バイオマス（メタンガスなど）や廃棄物系の燃料については計算に含めていない。

電力に関しては、昼間・夜間を区別せず、その他電気も含めて計算している。ただし電力会社のその他電気は自家発電消費とみなし、計算には含めていない。

なお、「CO<sub>2</sub> 排出量」のうち、「直接排出」は、発電所や熱供給事業所から直接排出された値であり、「電力配分」は、発電所の CO<sub>2</sub> 排出量を電力消費量に応じて需要側の事業所に配分した値となっている。